

令和6年度 第7回富里市教育委員会定例会議

日時：令和6年10月22日（火）

午後2時から

場所：本庁舎3階第3会議室

会 議 次 第

- 1 教育長開会宣言
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 教育委員報告
- 5 議案
 - (1) 令和7年度教育費予算に係る意見について（教育総務課）
 - (2) 令和6年度富里市教育委員会表彰の被表彰者について（教育総務課）
 - (3) 旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例の原案について（生涯学習課）
- 6 報告事項
 - (1) 令和7年度からの富里小学校区における就学区域制度の弾力的運用の実施について（学校教育課）
 - (2) 月例報告
- 7 その他
- 8 教育長閉会宣言

教 育 長 報 告

1 教育長出席行事・会議等

9月30日 富里北中学校体育祭

10月 2日 北総教育事務所長学校訪問（根木名小学校→富里中学校）

4日 富里市教育支援委員会会議（中央公民館4階大会議室）

6日 富里幼稚園運動会（富里幼稚園）

ボッチャ&ドッジボール交流会（富里社会体育館アリーナ）

8日 富里市青い麦の子合同学習発表会（中央公民館講堂）

9日 運動能力向上に向けたプログラムで児童の元気度 UP【日大連携事業】
（日吉台小学校）

11日 富里市就学区域審議会（中央公民館2階研修室）

富里市校長会（富里南小学校）

14日 2024とみさとスポーツ健康フェスタ（富里社会体育館 他）

15日 教育長・校長合同会議（多古町コミュニティプラザ文化ホール）

16日 中学生議会（本庁舎3階議場）

18日 富里市戦没者追悼式（中央公民館講堂）

19日 「絵で伝えよう！わたしの町のたからもの」絵画展表彰式（中央公民館4階大会議室）

21日 富里市暴力団排除対策協議会総会・研修会（すこやかセンター2階会議室1）

22日 学校訪問（浩養小学校・浩養幼稚園）

第7回教育委員会定例会議（本庁舎3階第3会議室）

（予 定）

10月29日 運動能力向上に向けたプログラムで児童の元気度 UP【日大連携事業】
（日吉台小学校）

11月 1日 印旛地区教育委員会連絡協議会定例常任委員会（印旛合同庁舎）
印旛地区教育長会議（印旛合同庁舎）

3日 富里市福祉まつり（富里市福祉センター）

8日 富里市生涯学習・家庭教育講演会（中央公民館4階大会議室）

富里市教育支援委員会会議（中央公民館4階大会議室）

18日 印旛郡市文化財センター理事会（文化財センター）

20日 富里市定例表彰式（中央公民館講堂）

富里市教育委員会・富里市PTA連絡協議会合同表彰式（中央公民館講堂）

26日 令和6年12月富里市議会定例会に伴う定例記者会見（すこやかセンター2階会議室1）

第8回教育委員会定例会議（本庁舎3階第3会議室）

議案第 1 号

令和 7 年度教育費予算に係る意見について

令和 7 年度教育費予算について、別紙のとおり意見を申し入れたいので、富里市教育委員会行政組織規則第 8 条第 3 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 1 0 月 2 2 日提出

富里市教育委員会教育長 吉 野 光 好

議案第 1 号

令和 7 年度教育費予算に係る意見について

1 提案理由

本案は、令和 7 年度教育費予算の編成に当たり、富里市教育委員会行政組織規則第 8 条第 3 号の規定により、教育委員会の議決を求めるものです。

2 意見の内容

教育委員会は、今後とも市長と教育の課題等について協議を重ね、将来の富里市を担う子どもたちが、安全・安心で充実した教育を享受することができるよう、教育環境の整備、自然や歴史的・文化的資源の活用等を推進していきます。

ついては、令和 7 年度教育費予算の編成に当たり、教育施策の実現に向け、特段の配慮を願うとともに、下記のとおり事業の推進に係る経費の確保について、依頼します。

記

(1) 教育及びスポーツ施設の充実について

ア 児童・生徒の熱中症予防対策のため、市内小中学校の屋内運動場への空調機設置に係る経費

イ 安全・安心な教育施設等の環境整備のため、学校給食センターの共同利用を踏まえた設備等の改修、市内小中学校給食配膳室への空調機設置、校舎等への防犯カメラ設置、通学路等の安全対策に係る経費

(2) 教育環境の充実について

ア 増加傾向にある外国人児童・生徒への日本語指導を充実させるため、日本語指導員の増員等に係る経費

イ 休日部活動地域移行の環境を整備するため、指導者の配置等に係る経費

ウ きめ細かな教育など多様化する教育環境に対応するため、個別指導補助員や学校サポート職員等の配置に係る経費

(3) 情報・文化・芸術活動及び文化財保存・活用の充実について

ア 積極的な活用のため、旧岩崎家末廣別邸の整備及び公開に係る経費

イ 文化・芸術事業の更なる充実のため、鑑賞事業等実施に係る経費

ウ 子どもの読書活動推進のため、電子書籍を含めた読書推進に係る経費

議案第 3 号

旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例の原案について

旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例を市議会に提出したいので、富里市教育委員会行政組織規則第 8 条第 2 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 1 0 月 2 2 日提出

富里市教育委員会教育長 吉 野 光 好

(原案)

議案第3号

旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例の制定について

旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和6年 月 日提出

富里市長 五十嵐 博文

旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、旧岩崎家末廣別邸（以下「末廣別邸」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 歴史的建造物である末廣別邸の保存及び活用を図り、市民の地域の歴史及び文化への理解を深め郷土愛を育むとともに文化財を活用した地域活性化に資するため、末廣別邸を設置する。

(名称及び位置)

第3条 末廣別邸の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
旧岩崎家末廣別邸	富里市七栄650番地2

(施設)

第4条 末廣別邸の施設は、次のとおりとする。

- (1) 主屋
- (2) 東屋
- (3) 石蔵

(事業)

第5条 末廣別邸は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 末廣別邸の公開活用に関すること。
- (2) 末廣別邸に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (3) 地域文化に関する情報発信に関すること。

- (4) その他教育委員会が必要と認める事業
(休館日及び使用時間)

第6条 末廣別邸の休館日及び使用時間は、規則で定める。

(入館等の承認)

第7条 末廣別邸に入館する者（以下「入館者」という。）は、教育委員会の承認を受けなければならない。

- 2 末廣別邸の主屋建物あるいは、その部屋、又は東屋を占有して使用する者（以下「使用者」という。）は、教育委員会の許可を受けなければならない。当該許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。
- 3 末廣別邸において、業としての映画等の撮影（以下「撮影」という。）をする者（以下「撮影者」という。）は、教育委員会の許可を受けなければならない。当該許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。
- 4 教育委員会は、第2項の許可又は前項の許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

(入館の制限等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を禁止し、又は退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序に反し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備又は資料等を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) その他施設の管理運営上支障があると認められるとき。

(施設使用の制限等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の使用を許可しない。

- (1) 前条各号に該当するとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不適當と認めるとき。
- 2 教育委員会は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。
- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (2) 前項各号のいずれかに該当したとき。
 - (3) 使用者が承認を受けた目的以外に使用し、又はその権利を第三者に譲渡し、もしくは貸し出したことが明らかになったとき。
- 3 教育委員会は、末廣別邸の管理上やむを得ない事情が生じたときは、使用の許可の変更又は取消しをすることができる。
- 4 教育委員会は、第2項の規定による使用の許可を取り消し、又は使用を停

止したことにより使用者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

5 前各項の規定は、撮影の許可について準用する。

(納入の時期)

第10条 入館料等は、その入館、施設使用の許可又は撮影の許可の際に納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要と認めるときは、別に納期を指定して入館料等を納入させることができる。

(入館料等)

第11条 入館者は、別表第1に定める入館料を納入しなければならない。

2 使用者は、前項に定めるもののほか、別表第2に定める施設使用料を納入しなければならない。

3 撮影者は、本条第1項に定めるもののほか、別表第3に定める撮影使用料を納入しなければならない。

(入館料等の免除等)

第12条 教育委員会は、国又は地方公共団体等が使用する場合、その他公益上特に必要があると認めるときは、入館料等を減額し又は免除することができる。

(入館料等の還付)

第13条 既納の入館料等は、次項に定める場合を除き、還付しない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要と認めるときは、既納の入館料等を還付することができるものとし、その返還額は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 入館の承認を受けた者の責めによらない理由により入館することができない場合 全額

(2) 使用者又は撮影者の責めによらない理由により、施設を使用することができない場合 全額

(3) 使用者又は撮影者が使用日の3日前までに使用を取り消した場合 全額

(4) その他、教育委員会が特に必要と認めた場合 教育委員会が必要と認めた額

(損害賠償)

第14条 入館者、使用者及び撮影者が自己の責めに帰すべき理由により、末廣別邸の施設、設備又は資料等に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定め

る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 11 条関係）

施設	区分		入館料（1 人 1 回につき）
主屋	一般	個人	200 円
		団体	150 円
	中学生以下		無料

注 団体とは、20 人以上で責任者のあるものとする。

別表第 2（第 11 条関係）

施設	区分	使用料（1 日 1 回につき）
主屋	西十畳	3,000 円
	中十畳	3,000 円
	中八畳	2,400 円
	東八畳	2,400 円
	食堂	1,200 円
	上記以外で教育委員会が許可した範囲	1,000 円
主屋 1 棟		10,000 円
東屋 1 棟		3,000 円

備考 営利を目的として使用する場合は、区分における施設使用料の 10 割の額を割増し徴収する。

別表第 3（第 11 条関係）

施設	区分	単位	使用料
主屋	開庁日（富里市の休日を定める条例（平成元年条例第 20 号）第 1 条第 1 項各号に規定する日以外の日をいう。以下同じ）	1 日につき 1 回 6 時間以内の場合	20,000 円
		1 日につき 1 回 6 時間を超える場合	30,000 円
	開庁日以外の日	1 日につき 1 回 6 時間以内の場合	30,000 円
		1 日につき 1 回 6 時間	45,000 円

		を超える場合	
東屋	開庁日	1 日につき 1 回 6 時間以内の場合	20, 000円
		1 日につき 1 回 6 時間を超える場合	30, 000円
	開庁日以外の日	1 日につき 1 回 6 時間以内の場合	30, 000円
		1 日につき 1 回 6 時間を超える場合	45, 000円

備考 この表の使用料に加算して電気料金、水道料金、清掃に要する経費を徴収することができる。

旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例の原案について（概要）

1 制定理由

国登録有形文化財旧岩崎家末廣別邸（以下「末廣別邸」という。）の一般公開に際し、富里市における歴史的建造物の保存及び文化財を活用した地域活性化を図るため、新たに条例を制定するものです。

2 制定内容

(1) 名称及び位置（第 3 条関係）

名称	位置
旧岩崎家末廣別邸	富里市七栄 6 5 0 番地 2

(2) 施設（第 4 条関係）

- ア 主屋
- イ 東屋
- ウ 石蔵

(3) 事業（第 5 条関係）

- ア 末廣別邸の公開活用に関すること。
- イ 末廣別邸に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。

(4) 休館日及び使用時間（第 6 条関係）

規則で定める。

(5) 入館料等（第 11 条関係）

- ア 末廣別邸に入館する者（以下「入館者」という。）は、別表第 1 に定める入館料を納入しなければならない。
- イ 末廣別邸の主屋建物あるいは、その部屋、又は東屋を占有して使用する者（以下「使用者」という。）は、前項に定めるもののほか、別表第 2 に定める施設使用料を納入しなければならない。
- ウ 撮影の許可を受けた者（以下「撮影者」という。）は、本条第 1 項に定めるもののほか、別表第 3 に定める撮影使用料を納入しなければならない。

(6) 入館料等の免除（第 12 条関係）

教育委員会は、国又は地方公共団体等が使用する場合その他公益上特に必要があると認めるときは、入館料等を減額し、又は免除することができる。

※富里市長の権限の一部を富里市教育委員会に委任する規則の改正を
依頼します。

(7) 入館料等の還付（第 13 条関係）

ア 既納の入館料等は、次に定める場合を除き、還付しない。

イ 次の各号にいずれかに該当する場合において、必要と求めるときは、
納の入館料等を還付することができるものとし、その還付額は、それぞ
れ当該各号に定めるとおりとする。

(7) 入館の承認を受けた者の責めによらない理由により入館すること
ができない場合 全額

(イ) 使用者又は撮影者の責めによらない理由により、施設を使用するこ
とができない場合 全額

(ロ) 使用者又は撮影者が使用日の 3 日前までに使用を取り消した場合
全額

(エ) その他、教育委員会が特に必要と認めた場合 教育委員会が必要と
認めた額

(8) 損害賠償（第 14 条関係）

入館者、使用者及び撮影者が自己の責めに帰すべき理由により、末廣別
邸の施設、設備又は資料等に損害を生じさせたときは、その損害を賠償し
なければならない。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日



旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例施行規則について（概要）

1 制定理由

この規則は、旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例の施行について必要な事項を定めるものです。

2 制定内容

(1) 休館日及び使用時間（第2条関係）

ア 休館日

- (ア) 月曜日、12月第3日曜日の翌日から1月4日まで
- (イ) 月曜日が国民の祝日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同法に規定する休日でない日
- (ウ) 教育委員会が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

イ 使用時間

- (ア) 午前10時から午後4時まで
- (イ) 午後3時30分以降は入館することができない。
- (ウ) 教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(2) 入館等の承認（第3条関係）

ア 条例第7条第1項の規定による入館の承認は、入館券の交付によって行う。

イ 条例第7条第2項の規定による使用者又は条例第7条第3項に規定による撮影者は、使用日の6月前から3日前までに申請書を教育委員会に提出しなければならない。

ウ 教育委員会は、施設使用の許可又は撮影の許可をしたときは、使用者又は撮影者に対しその旨を連絡し、許可書を交付する。

エ 施設使用の許可及び撮影の許可は、申請の順によりこれを行い、申請が同時に行われたときは、協議又は抽選によりこの順位を決定する。
ただし、公用又は公益上教育委員会が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(3) 使用及び撮影の取り消し及び変更（第4条関係）

ア 施設使用の許可又は撮影の許可を受けた使用者又は撮影者は、施設使用又は撮影を取り消し、又はその内容を変更しようとするときは、申請書を提出しなければならない。

イ 教育委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、承認書を使用者又は撮影者に交付する。

(4) 使用の承認及び撮影の許可の取消し等（第 5 条関係）

教育委員会は、条例第 9 条第 2 項又は第 3 項の規定により施設使用の許可又は撮影の許可を取り消し、又は使用又は撮影を停止したときは、通知書により使用者又は撮影者に通知する。

(5) 入館料等の免除等（第 8 条関係）

ア 条例第 12 条の規定により入館料及び施設使用料を免除する場合は、次に掲げる場合とする。

(7) 国又は地方公共団体が使用する場合及び本市が共催する行事に使用する場合

(i) 市内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校が行う行事で、団体入館する場合

(ii) 市内に所在する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設が行う行事で、団体入館する場合

(iii) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護者が入館する場合。ただし身体障害者等 1 名につき介護者は 1 名を上限とする。

(iv) その他教育委員会が特に必要と認めた場合

イ 条例第 12 条の規定により入館料及び施設使用料を減免する場合は、次に掲げる場合とし、減免後の入館料にあつては、別表 1 中、一般欄の 2 分の 1 の額とし、施設使用料は、別表 2 の 2 分の 1 の額とする。

(7) 本市が後援する事業に使用する場合

(i) その他教育委員会が特に必要と認めた場合

ウ 撮影使用料については、教育委員会が特に必要と認めた場合には免除あるいは減免をすることができる。

エ 入館料又は施設使用料、又はその両方の免除あるいは減免を受けようとする者は、申請書を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(6) 入館料等の還付（第 9 条関係）

入館料等の還付を受けようとする者は、申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

富里小学校区における就学区域の弾力的運用の実施について

富里第一小学校又は根本名小学校が選択できます。

令和7年度から富里小学校区における就学区域制度の弾力的運用を実施します。

令和7年度から、富里小学校区にお住まいの児童が、隣接する富里第一小学校又は根本名小学校に、学区外就学することを柔軟に認める、「就学区域制度の弾力的運用」を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

○参考：富里第一小学校の現状 児童数 128人（R6.9.1現在） ※学童クラブ有り

学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	合計
児童数	16人	22人	23人	19人	27人	21人	9人（再掲）	128人
学級数	1	1	1	1	1	1	3	9

○参考：根本名小学校の現状 児童数 140人（R6.9.1現在） ※学童クラブ有り

学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	合計
児童数	19人	23人	26人	19人	25人	28人	7人（再掲）	140人
学級数	1	1	1	1	1	1	2	8

就学区域制度の弾力的運用とは？

従来の就学区域は残したままで、特定の地域に居住する者（富里小学校区にお住まいの児童）について、隣接する富里第一小学校又は根本名小学校への学区外就学を柔軟に認めるものです。

対象児童

令和7年4月からの入学を希望する新入学児童

（平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの児童）

※対象児童に兄弟がいて、その兄弟も同時に転校を希望される場合は、ご相談ください。

手続きの流れ

教育委員会学校教育課まで、事前に電話にて相談いただき、後日来庁のうえ「就学指定校変更願」を提出いただきます。

その後、転入学の可否を教育委員会が決定し、保護者の方に連絡いたします。

申請期間

10月18日（金）～11月15日（金） ※土日・祝日を除く
午前8時30分～午後5時15分

転入学条件

- ・富里小学校区在住であること。（これから転入予定の方でも可）
- ・卒業まで通年通学できること。
- ・保護者の責任と負担で通学できること。
- ・学校経営方針や教育活動について理解し、子供たちの教育活動等への協力ができること。



月 例 報 告 (1 0 月)

教育総務課

1 月例報告

日	曜日	内 容	場 所	出 席 者
1	火	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
4	金	部課長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長・課長
8	火	第7回教育委員会課長会議	教育長室	教育長・部長・課長・課長補佐
15	火	部長会議	本庁舎・第3会議室	部長
16	水	中学生議会	議場	教育長・部長・課長
22	火	第7回教育委員会定例会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長・課長・課長補佐
28 29	月 火	議会行政視察	富山県	部長

2 11月の予定

日	曜日	内 容	場 所	出 席 者
1	金	部課長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長・課長
11	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
12	火	第8回教育委員会課長会議	教育長室	教育長・部長・課長・課長補佐
25	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
26	火	令和6年12月富里市議会 定例会に伴う定例記者会見	すこやかセンター2階 会議室1	教育長・部長
		第8回教育委員会定例会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長・課長・課長補佐
29	金	富里市議会定例会 (～12/18)	議場	教育長・部長・課長

後援承認一覧

:新規

:継続

	行事名	団体名	日程	場所	申請日	承認日	担当課	備考
33	サルビアフェスタin富里	サルビアフェスタ実行委員会	令和6年11月30日(土)	富里中央公民館4階大会議室	令和6年9月2日	令和6年9月3日	生涯学習課	新規
34	谷津ウォーク2024秋	谷津ウォーク実行委員会	令和6年11月23日(土・祝)	富里市立沢	令和6年9月19日	令和6年9月27日	生涯学習課	継続

月 例 報 告（10月）

学校教育課(学事班・指導班・給食センター)

1 月例報告

日	曜日	内 容	場 所	出席者
2	水	北総教育事務所次長学校訪問	根木名小学校・富里中学校	教育長・課長・主幹・指導主事
4	金	富里市教育支援委員会会議	中央公民館4階大会議室	教育長・部長・課長・指導主事
9	水	就学時健康診断	根木名小学校	課長・主幹・指導主事
11	金	富里市校長会	富里南小学校	教育長・部長・課長・主幹・指導主事
		富里市就学区域審議会	中央公民館2階研修室	教育長・部長・課長
17	木	就学時健康診断	富里小学校	課長・主幹・指導主事
18	金	就学時健康診断	浩養小学校	課長・主幹・指導主事
21	月	就学時健康診断	日吉台小学校	課長・主幹・指導主事
24	木	北総教育事務所指導室訪問	富里南小学校	教育長・課長・主幹・指導主事
29	火	就学時健康診断	富里第一小学校	課長・主幹・指導主事
31	木	北総教育事務所管理主事学校訪問	富里第一小学校	課長・主幹・指導主事

2 11月の予定

日	曜日	内 容	場 所	出席者
8	金	富里市教育支援委員会会議	中央公民館4階大会議室	教育長・部長・課長・指導主事
12	火	富里市学校教育研究会公開研究会	富里第一小学校・富里南小学校・日吉台小学校・富里中学校	課長・主幹・指導主事
13	水	就学時健康診断	七栄小	課長・主幹・指導主事
15	金	就学時健康診断	富里南小	課長・主幹・指導主事

令和 6 年度 学校給食の学校別残食率

単位 %

小学校名	年度	区分	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
富里小学校	令和 5 年度	残食率	17.25	19.73	17.38	16.30	14.37	13.60	13.40	9.78	5.67	9.94	12.08	13.38
	令和 6 年度	残食率	15.87	17.87	18.05	19.66	17.42							
富里第一小学校	令和 5 年度	残食率	6.59	10.72	8.76	7.75	9.89	11.07	7.93	4.52	6.94	8.31	5.18	8.18
	令和 6 年度	残食率	8.63	12.00	13.33	12.39	12.61							
富里南小学校	令和 5 年度	残食率	19.04	10.37	10.65	9.13	7.90	7.85	7.70	6.57	6.86	7.50	5.02	8.61
	令和 6 年度	残食率	12.36	15.68	15.49	16.27	13.90							
浩養小学校	令和 5 年度	残食率	4.68	4.98	3.10	3.00	3.98	-0.86	2.49	0.56	-1.94	-1.48	2.08	2.25
	令和 6 年度	残食率	-5.85	-0.83	6.82	4.42	-2.62							
日吉台小学校	令和 5 年度	残食率	13.96	16.49	13.24	13.30	14.35	15.68	13.52	10.41	11.63	11.39	12.92	13.33
	令和 6 年度	残食率	11.34	15.74	16.73	14.71	13.12							
根木名小学校	令和 5 年度	残食率	8.79	11.90	7.23	10.18	7.64	8.82	8.49	4.35	3.82	5.51	1.91	7.14
	令和 6 年度	残食率	8.02	9.41	9.40	12.46	8.14							
七栄小学校	令和 5 年度	残食率	11.91	12.63	13.06	12.02	10.60	13.19	10.83	8.11	8.15	7.92	9.94	10.12
	令和 6 年度	残食率	8.85	13.47	13.52	14.98	12.87							
小学校全体	令和 5 年度	残食率	14.13	15.24	13.19	12.79	12.26	12.48	10.65	7.67	7.77	8.59	8.96	11.08
	令和 6 年度	残食率	10.59	14.61	15.45	16.08	13.29							
中学校名	年度	区分	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
富里中学校	令和 5 年度	残食率	5.71	6.42	5.68	6.77	5.03	5.99	2.31	0.72	0.62	2.17	0.18	3.57
	令和 6 年度	残食率	3.61	3.90	5.88	7.01	1.12							
富里北中学校	令和 5 年度	残食率	0.13	-0.21	0.70	0.78	1.27	-0.01	-0.60	-1.84	-2.74	-2.24	2.39	-0.48
	令和 6 年度	残食率	-0.98	-4.96	1.43	-0.48	-0.47							
富里南中学校	令和 5 年度	残食率	-0.16	0.17	0.35	-0.71	-0.29	1.37	0.91	0.07	-1.92	-2.65	-2.16	-0.31
	令和 6 年度	残食率	0.22	2.90	4.94	8.43	0.90							
中学校全体	令和 5 年度	残食率	4.53	5.30	5.01	4.95	4.95	5.41	3.68	2.09	1.48	2.10	3.19	3.73
	令和 6 年度	残食率	2.67	2.55	6.38	6.35	1.61							
小中学校全体	令和 5 年度	残食率	10.11	11.51	9.97	9.73	9.72	9.80	7.94	5.34	5.30	6.26	6.77	8.25
	令和 6 年度	残食率	7.11	9.88	12.00	12.53	7.42							

令和6年度分学校給食費徴収状況一覧

令和6年9月30日現在

期間：R6. 4. 1～R6. 9. 30まで

(単位：円)

学校名	給食費	徴収額	未納額	徴収率 (A)	前年度同期 徴収率(B)	比較 (A) - (B)
富 里 小	13,533,010	12,540,530	992,480	92.67%	92.85%	△ 0.18
富里第一小	2,739,330	2,604,370	134,960	95.07%	96.05%	△ 0.98
富 里 南 小	6,938,060	6,529,540	408,520	94.11%	94.49%	△ 0.38
浩 養 小	1,773,490	1,722,280	51,210	97.11%	96.16%	0.95
日 吉 台 小	6,938,320	6,706,360	231,960	96.66%	97.37%	△ 0.71
根 木 名 小	2,987,110	2,812,670	174,440	94.16%	94.50%	△ 0.34
七 栄 小	5,991,390	5,742,620	248,770	95.85%	95.05%	0.80
浩 養 幼	837,040	787,220	49,820	94.05%	86.30%	7.75
富 里 幼	1,291,180	1,267,720	23,460	98.18%	95.43%	2.75
小 計	43,028,930	40,713,310	2,315,620	94.62%	94.58%	0.04
そ の 他	4,276,140	4,276,140	0	100.00%	—	—
合 計	47,305,070	44,989,450	2,315,620	95.10%	94.88%	0.22

準要保護児童生徒就学援助制度認定者分を除く累計額

※その他については、中学校教職員及び給食センター職員分

月 例 報 告（１０月）

生涯学習課（社会教育班・文化資源活用班）

1 月例報告

日	曜	内 容	担当班	場 所	出席者
6	日	第1回ボッチャ&ドッジボール交流会	社会教育班	富里社会体育館	市長・教育長・課長・社会教育班
10	木	文化団体連絡協議会第2回常任理事会	社会教育班	富里中央公民館 2階研修室	社会教育班
17	木	創年セミナー「自然環境DIY・企業見学」	社会教育班	東京中央木材市場	社会教育班
1～27	火～日	令和6年度富里市芸術鑑賞事業「伊場英白書展」	文化資源活用班	とみらいテラス 1階ギャラリー	文化資源活用班
6～19	日～土	第17回「絵で伝えよう！わたしの町のたからもの」絵画展	文化資源活用班	富里中央公民館 1階ロビー	文化資源活用班
19	土	第17回「絵で伝えよう！わたしの町のたからもの」絵画展表彰式	文化資源活用班	富里中央公民館 4階大会議室	教育長・課長・文化資源活用班

（１）公民館利用状況（９月）

施設名称	開館日数	利用団体数	利用者数（人）	利用者数累計（人）
富里中央公民館	24	165	1,904	15,021

（２）埋蔵文化財所在の取扱いについて（確認）件数（９月）

回 答 内 容	件 数	確認件数	確認件数累計
遺跡あり回答	2	42	318
遺跡なし回答	40		

2 11月予定

日	曜	内 容	担当班	場 所	出席者
11/1～12/22	金～日	とみちゃん秋まつり2024 第57回富里市文化祭児童生徒作品展	文化資源活用班	とみらいテラス 1階ギャラリー	文化資源活用班
2～4	土～月	とみちゃん秋まつり2024 第57回富里市文化祭	文化資源活用班	富里中央公民館	文化資源活用班
13	水	創年セミナー「芸能視察」	社会教育班	浅草	社会教育班
24	日	ペットボトルアート イルミネーションツリー点灯式	社会教育班	末廣農場	市長・教育長 社会教育班

1 月例報告

日	曜	内 容	担当班	場 所	出席者
14	月・祝	2024 とみさとスポーツ 健康フェスタ	スポーツ 振興班	富里社会体育館 富里中学校 富里市内	市長・議長・教 育長・教育委 員・課長・スポ ーツ振興班

体育施設利用状況（9月分）

施設名称		開館，開場日数	利用団体数	利用者数（人）	利用者数累計（人）
社会体育館		25	192	3,438	19,813
トレーニングルーム		25		473	2,632
市営運動場	テニス	30	49	391	2,184
	野球	30	16	184	1,230
高野運動広場		30	30	457	3,163

2 11月予定

日	曜	内 容	担当班	場 所	出席者
未定	未定	富里スイカロードレース大会 プロジェクトチーム会議	スポーツ 振興班	未定	課長・スポーツ 振興班

月 例 報 告 (1 0 月)

とみらいテラス (図 書 館)

1 月 例 報 告

日	曜	内 容	場 所	出席者
2	水	朝のおはなし会	浩養小学校	図書館ボランティア 「もりのなか」
5	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
9	水	朝のおはなし会	浩養小学校	図書館ボランティア 「もりのなか」
		映画会 (ゴヤの名画と優しい泥棒)	A V ホール	図書館職員
10	木	2～3 歳児 親子おはなし会	おはなしの部屋	親子読書支援 コンシェルジュ
		おはなし会	七栄小学校	図書館ボランティア 「もりのなか」 図書館職員
11	金	ブックスタート	すこやかセンター	図書館ボランティア 「もりのなか」 図書館職員
		おはなし会	七栄小学校	図書館ボランティア 「もりのなか」 図書館職員
12	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
16	水	朝のおはなし会	浩養小学校	図書館ボランティア 「もりのなか」
		学校訪問	富里小学校	図書館職員
17	木	親子おはなし会	向台子育て支援センター	親子読書支援 コンシェルジュ
19	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
23	水	0～1 歳児 親子おはなし会	研修会議室 3	図書館ボランティア 「もりのなか」 図書館職員
		浩養小朝のおはなし会	浩養小学校	図書館ボランティア 「もりのなか」
26	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員

2 11月の予定

日	曜	内 容	場 所	出席者
2	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
6	水	朝のおはなし会	浩養小学校	図書館ボランティア 「もりのなか」
8	金	ブックスタート	すこやかセンター	図書館ボランティア 「もりのなか」 図書館職員
9	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
13	水	朝のおはなし会	浩養小学校	図書館ボランティア 「もりのなか」
		映画会 (鬼と呼ばれた男)	A V ホール	図書館職員
14	木	親子おはなし会	向台子育て支援センター	親子読書支援 コンシェルジュ
16	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
20	水	朝のおはなし会	浩養小学校	図書館ボランティア 「もりのなか」
23	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
27	水	朝のおはなし会	浩養小学校	図書館ボランティア 「もりのなか」
		0～1 歳児 親子おはなし会	研修会議室 3	図書館ボランティア 「もりのなか」 図書館職員
29～ 12/10	金～ 火	雑誌リサイクル	2 階ギャラリーB	図書館職員
30	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員

3 利用状況

内 容	9 月	年度累計
開館日数	24	149
入館者数	17,887	110,824
貸出者数（団体以外）	3,452	23,106
貸出冊数（団体以外）	12,633	80,089
新規登録者数	107	760
リクエスト冊数	1,442	9,417
A Vブース利用回数	85	586
インターネットブース利用回数	35	207
ホームページアクセス数	7,000	41,882
おはなし会参加者数	4 回 16 名	20 回 108 名
臨時おはなし会参加者数	3 回 34 名	18 回 166 名
映画会鑑賞者数	2 回 98 名	14 回 432 名
視察者数	1 回 13 名	2 回 38 名

4 複合化に係る利用状況等

(1) 親子読書支援コンシェルジュ

		9 月	年度累計
対応人数		344 組 783 人	2,005 組 4,770 人
支援内容	見守り	80 組	304 組
	読み聞かせ	24 組	186 組
	絵本紹介	83 組	553 組
	行事参加	12 組	86 組

(2) 読書通帳活用状況

	9 月	年度累計
通帳配布数	15 冊	116 冊
スタンプ数	113 個	989 個

(3) 学校連携

	9 月		年度累計		備考
	団体数 (件)	貸出数 (冊)	団体数 (件)	貸出数 (件)	
よむよむ便 (小学校)	7	1,050	14	2,100	小学校対象定期便 150 冊 年 3 回
中学校定期便	0	0	3	300	中学校対象定期便 100 冊 年 2 回
図書館資料活用便	2	84	4	168	小中学校対象希望制 随時
学童便	5	200	15	600	希望があった 公設学童クラブ 40 冊 2 か月おき
らっこ便	7	280	14	560	市立幼稚園 こども園 子育て支援センター マザーズホーム 40 冊 年 3 回
調べ学習等	8	199	17	380	小中学校対象 随時
その他	2	51	10	159	ボランティア団体等 随時

(4) 企画展示本

- 一般書展示本 10 月「認知症を知ろう」
 ○児童書展示本 10 月「ふしぎがいっぱい まほう まじょ まほうつかいの本」

(5) 市民ギャラリー

実施月	実施場所	実施期間	作家・テーマ
10 月	ギャラリー A	令和 6 年 10 月 1 日 ～ 10 月 27 日	伊場英白書展
	ギャラリー B		鬼面山与一衛門のパネル展示